

岡崎市監査委員公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和6年8月1日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	三宅健司
同	鈴木静男

措置の通知書 （社会文化部市民センター）

令和 5 年 9 月 26 日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第 9 号関係分

令和 6 年 4 月 25 日まで

監 査 結 果	措 置 状 況
市民センター有料施設利用承認に係る事務について、使用料の算定誤りがあったため、市民センター条例に準拠した適正な処理をされたい。 市民センター使用料等の現金出納事務について、釣銭が不足する場合に私金を使用していた。公金と私金は混同してはならないため、会計管理者と協議し、予算決算及び会計規則等に準拠した適正な処理をされたい。	使用料の算定誤りがあった電源について、申請書に、申請者に個数等を記入してもらう欄を追加する再発防止措置を講じた。 釣銭不足時にも私金を使用しないよう、私金の保管をやめた。現時点では釣銭の不足が常態化していないため、増額は行わないものとした。